# ■補助金交付申請添付書類一覧表

(共通)

添付書類	作成要領及び取得窓口	
□ 補助対象住宅の所有者等が証明で きるもの	□ 建物の全部事項証明書 →法務局にて取得可 未登記又は登記に権利部の設定がない場合は、固定資産 の「名寄帳兼課税簿」を提出 →市役所地下1階資産税課で取得可	
□ 補助対象住宅の建築年月日及び構 造、規模が証明できるもの	以下のいずれか  □ 建物の全部事項証明書  □ 木造住宅建築時の確認済証  確認済証がない場合は、建築物記載事項証明書を提出  →市役所13階建築指導課審査チーム窓口で取得可	
□ 補助対象住宅の耐震診断結果報告 書	建築士法第2条に規定する建築士の記名、押印があるもの	
□ 市税の滞納がないことの証明書	→市役所地下1階税収納推進課、各総合支所市民福祉課、各市民センター窓口で取得可	
□ 補助対象住宅の現況写真	家屋の全景を2方向	
□ 誓約書(第4号様式)	内容の確認のうえ必要事項を記入 ※所有者から同意を得た3親等以内の親族が申請者の場合 は、所有者の分も提出。	
以下に該当する場合の添付書類		
●窓口での申請手続きを他者に委任する場合		
□ 委任状(参考様式1)	手続きのみの委任で、申請書等は申請者(所有者等)が記入	
●所有者から同意を得た3親等以内の親族による申請の場合		
□ 耐震改修等に対する同意書 (参考様式2)	所有者の押印があるもの	
●相続人又は所有者から同意を得た3親等以内の親族による申請の場合		
□ 戸籍	所有者と申請者の関係が確認できるもの →市役所1階市民課、各総合支所市民福祉課、各市民セン ター窓口で取得可	
●法人名義で申請する場合		
□ 法人の登記事項証明	→法務局にて取得可	
□ 役員名簿(規則第14号様式)	役員全員を記入	

## (耐震改修工事費の補助申請を行う場合)

添付書類	作成要領及び取得窓口
□ 耐震補強計画書	第2条に規定する建築士の記名、押印があるもの 構造、階数、面積が分かる図面(建築年月日及び構造、規模 が証明できる部分は省略可。異なる場合は図面を提出)
□ 耐震改修工事に要する費用の見積 書	事業者の押印があるもの

#### (省エネ改修工事費の補助申請を行う場合)

添付書類	作成要領及び取得窓口
□ 省エネ改修工事に要する費用の見積 書	事業者の押印があるもの
□ 省エネ改修工事の内容が確認できる 資料	以下に関する図面やカタログ等 ・開口部(窓、ドア)、躯体(外壁、屋根・天井、床等)の断熱性能を従来より向上させるもの ・LED 照明の設置 ・節水型トイレ(節水型大便器で、洗浄水量が6.5L以下のもの)の設置 ・高断熱浴槽(4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内)の設置 ・高効率給湯器(電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)、潜熱回収型ガス給湯機(エネジョーズ等)潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等)等)の設置・その他省エネ性能の向上が図られる工事

### (建替え等に伴う除却工事費の補助申請を行う場合)

添付書類	作成要領及び取得窓口
□ 建替え等に伴う除却工事に要する費 用の見積書	事業者の押印があるもの
□ 住民票等	・申請日時点の住民票 →市役所1階市民課、各総合支所市民福祉課、各市民センター窓口で取得可 ・その他住民票に代わる居住実態が確認できる書類
●既存の代替住宅に転居を行う場合	
□ 代替住宅の地震に対する安全性が 証明できるもの	以下のいずれか □ 木造住宅建築時の確認済証 確認済証がない場合は、建築物記載事項証明書を提出 →市役所 13 階建築指導課審査チーム窓口で取得可建物 の全部事項証明書 □ 建物の全部事項証明書 →法務局にて取得可

#### (備考)

- ※写しを提出する場合は、原本との照合が必要となります。原本及び原本のコピーを持参する必要があります。
- ※証明を行う書類は、原則として発行から3カ月以内のものを提出する必要があります。
- ※その他、必要が生じたときは追加書類を求めることがあります。
- ※補助金の使途に関する領収書等の関係書類は、補助金交付決定より5年間保存が必要となります。